

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	こども医療費助成受給資格証の再交付			
根拠法令及び条項	那覇市こども医療費助成条例施行規則第4条第2項			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第3条第2項第3号に該当)			
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠: 第7条第2項第 <u> </u> 号に該当)			
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市こども医療費助成条例施行規則 第4条第2項 受給資格者証を破損し、又は亡失した者は、こども医療費助成金受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。			
	審査基準設定年月日	平成5年4月1日	審査基準最終変更年月日	平成30年10月1日
	標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(<u> </u> 即日 <u> </u>) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第5条において準用する第3条第2項第 <u> </u> 号に該当)		
標準処理期間設定年月日	平成5年4月1日	標準処理期間最終変更年月日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課			
備考				

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。